実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同でカンファレンスを行い又はカンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に、月２回に限り算定する。

第３部　検査

通則

１　検査の費用は、第１節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、第１節及び第２節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

２　第１節に掲げられていない検査であって特殊なものの費用は、同節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。

３　対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。

４　保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律第２条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

５　第３部に掲げる検査料以外の検査料の算定は、医科点数表の例による。

第１節　検査料

区分

（歯科一般検査）

Ｄ０００　電気的根管長測定検査　30点

注　２根管以上の歯に対して実施した場合は、２根管目からは１根管を増すごとに15点を所定点数に加算する。

Ｄ００１　細菌簡易培養検査　60点

注　感染根管処置後の根管貼薬処置期間中に行った場合に算定する。

Ｄ００２　歯周病検査

１　歯周基本検査

イ　１歯以上10歯未満　50点

ロ　10歯以上20歯未満　110点

ハ　20歯以上　200点

２　歯周精密検査

イ　１歯以上10歯未満　100点

ロ　10歯以上20歯未満　220点

ハ　20歯以上　400点

３　混合歯列期歯周病検査　80点

注　同一の患者につき１月以内に歯周病検査を算定する検査を２回以上行った場合は、第２回目以後の検査については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

Ｄ００２－２からＤ００２－４まで　削除

Ｄ００２－５　歯周病部分的再評価検査（１歯につき）　15点

注　区分番号Ｊ０６３に掲げる歯周外科手術を行った部位に対して、歯周病の治癒の状態を評価することを目的として実施した場合に、手術後１回に限り算定する。

Ｄ００２－６　口腔細菌定量検査（１回につき）

１　口腔細菌定量検査１　130点

２　口腔細菌定量検査２　65点

注１　１について、口腔細菌定量検査を行った場合に、月２回に限り算定する。

２　１について、同一の患者につき１月以内に口腔細菌定量検査を２回以上行った場合は、第２回目以後の検査については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

３　２について、歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して口腔細菌定量検査を行った場合（口腔細菌定量検査１を算定する場合を除く。）に、３月に１回に限り算定する。

４　１について、区分番号Ｄ００２に掲げる歯周病検査又は区分番号Ｄ００２－５に掲げる歯周病部分的再評価検査を算定した月は、別に算定できない。

Ｄ００３からＤ００８まで　削除

Ｄ００９　顎運動関連検査（１装置につき１回）　380点

注　顎運動関連検査は、下顎運動路描記法（ＭＭＧ）、ゴシックアーチ描記法若しくはパントグラフ描記法により検査を行った場合又はチェックバイト検査を実施した場合に算定する。

Ｄ０１０　歯冠補綴時色調採得検査（１枚につき）　10点

注　前歯部に対し、区分番号Ｍ０１１に掲げるレジン前装金属冠、区分番号Ｍ０１１－２に掲げるレジン前装チタン冠、区分番号Ｍ０１５の２に掲げる硬質レジンジャケット冠又は区分番号Ｍ０１５－２に掲げるＣＡＤ／ＣＡＭ冠を製作する場合において、硬質レジン部の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合に算定する。

Ｄ０１１　有床義歯咀嚼機能検査（１口腔につき）

１　有床義歯咀嚼機能検査１（１回につき）

イ　下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合　560点

ロ　咀嚼能力測定のみを行う場合　140点

２　有床義歯咀嚼機能検査２（１回につき）

イ　下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合　550点

ロ　咬合圧測定のみを行う場合　130点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、咀嚼機能検査を行った場合に算定する。

２　有床義歯等を新製する場合において、新製有床義歯等の装着日前及び当該装着日以後のそれぞれについて、当該検査を実施した場合に算定する。

３　新製有床義歯等の装着日前に２回以上行った場合は、第１回目の検査を行ったときに限り算定する。

４　新製有床義歯等の装着日以後に行った場合は、新製有床義歯等の装着日の属する月から起算して６月以内を限度として、月１回に限り算定する。

５　２については、１を算定した月は算定できない。

Ｄ０１１－２　咀嚼能力検査（１回につき）

１　咀嚼能力検査１　140点

２　咀嚼能力検査２　140点

注１　１について、歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して、咀嚼能力測定を行った場合は、３月に１回に限り算定する。

２　２について、顎変形症に係る手術を実施する患者に対して、咀嚼能力測定を行った場合は、手術前は１回に限り、手術後は６月に１回に限り算定する。

３　区分番号Ｄ０１１に掲げる有床義歯咀嚼機能検査を算定した月は、別に算定できない。

４　当該検査を算定した月から起算して３月以内（顎変形症に係る手術後の患者にあっては、６月以内）に行う区分番号Ｄ０１１－３に掲げる咬合圧検査は、別に算定できない。

５　１及び２は同時に算定できない。

Ｄ０１１－３　咬合圧検査（１回につき）

１　咬合圧検査１　130点

２　咬合圧検査２　130点

注１　１について、歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、３月に１回に限り算定する。

２　２について、顎変形症に係る手術を実施する患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、手術前は１回に限り、手術後は６月に１回に限り算定する。

３　区分番号Ｄ０１１に掲げる有床義歯咀嚼機能検査を算定した月は、別に算定